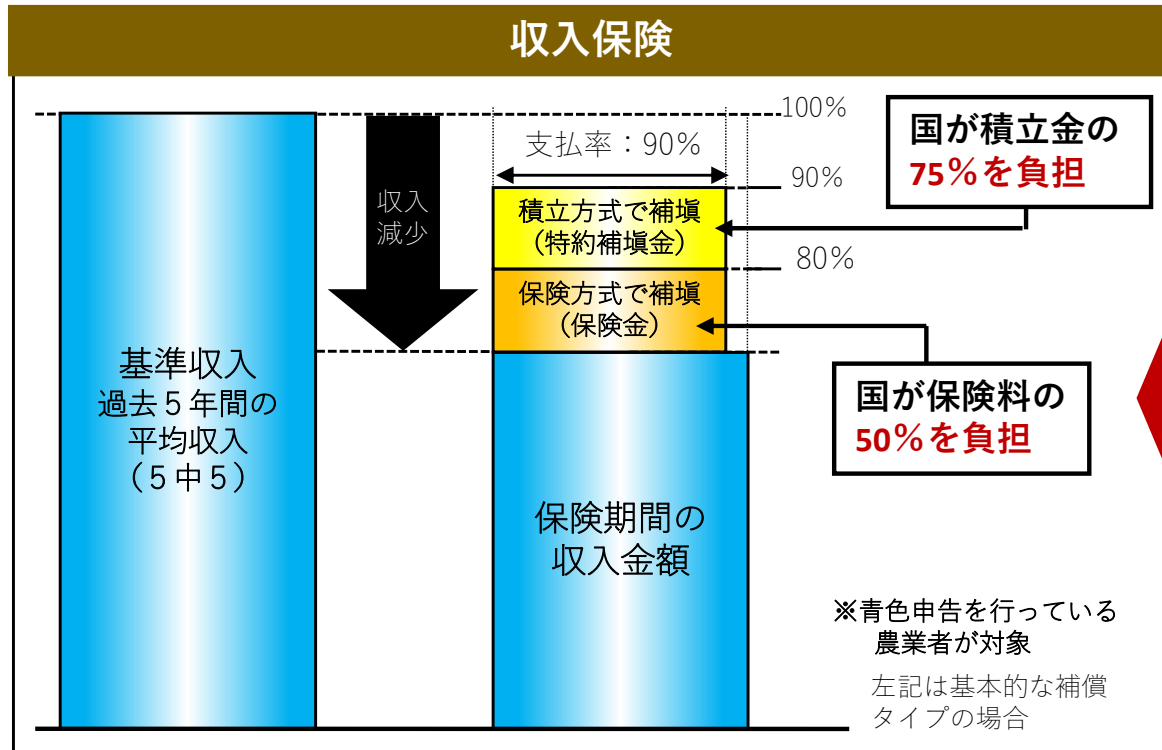


収入保険と野菜価格安定制度の同時利用について

令和5年11月
農林水産省

1 収入保険の概要

- 収入保険は、青色申告を行っている農業者を対象に、品目の枠にとらわれず、災害による収量減少、価格下落など幅広いリスクに対応。保険期間の収入（経営全体）が基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを補填。
- 収入保険とその他の類似制度は、農業保険法において、いずれかを選んで加入する選択制としているところ。



その他の類似制度

- 農業共済※1
- 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- 野菜価格安定制度※2
- いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策
- 加工原料乳生産者経営安定対策

※1 固定資産の損失を補てんするもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済（施設内農作物以外）、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補てんするもの（家畜共済（病傷共済））を除く

※2 野菜の価格下落時の出荷調整等を支援する事業（緊急需給調整事業）、野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）を除く

【収入保険の支払額・支払対象経営体数の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
支払額計	169億円	350億円	748億円	505億円
保険金	85億円	175億円	354億円	225億円
特約補填金	84億円	175億円	394億円	280億円
支払経営体数（加入者数に占める割合）	6,879 (30.2%)	13,620 (37.7%)	30,785 (52.1%)	29,398 (37.3%)

注：令和5年7月末時点

肉用牛肥育経営安定交付金（マルキン）、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）、肉用子牛生産者補給金制度、鶏卵生産者経営安定対策の対象品目は収入保険の対象外

新型コロナ、米価下落、頻発する自然災害等を受け、保険金、特約補填金の支払いは急増

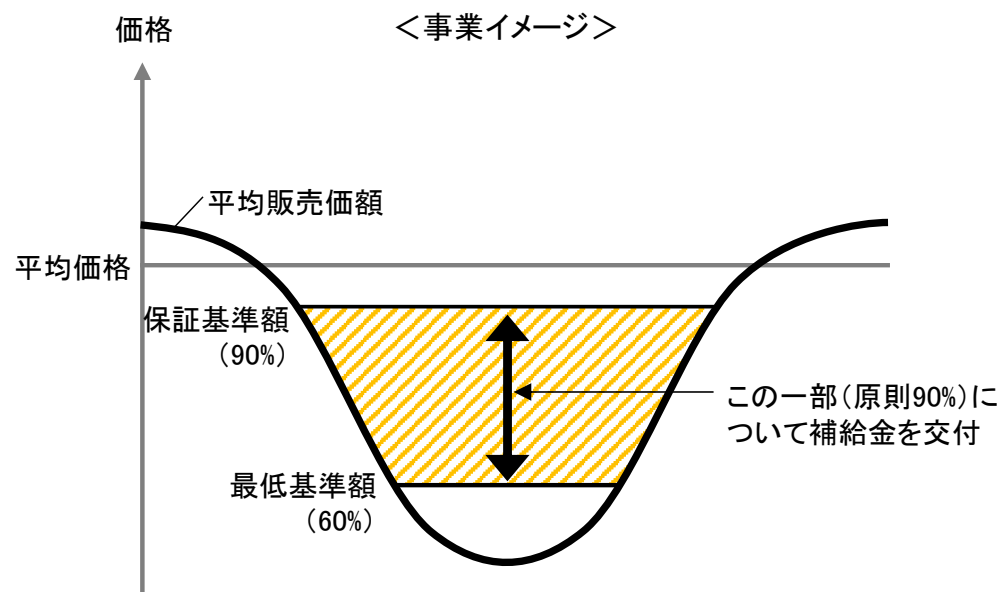
収入保険は、厳しい経営環境の下、農業経営の安定に大きく貢献。

2 野菜価格安定制度（価格低落時の補てん対策）の概要

- 主要な野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、指定産地で指定野菜を生産し、共同出荷組織を通じて出荷する生産者等（青色申告を行っている生産者以外を含む）を対象に、市場価格の著しい低落があった場合に補給金を交付することにより、経営に及ぼす影響を緩和。
- 補給金は、野菜の種別ごと、かつ、旬別（上・中・下）の価格に基づき算定し、価格が低落した旬があれば、出荷期間終了後速やか（概ね2ヶ月後）に支払い。

【基本的仕組み】※指定野菜価格安定対策事業の場合

- ・ 指定野菜の平均販売価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合に、その差額の一部（原則90%）について、生産者に対して補給金を交付



＜拠出割合＞

国：都道府県：生産者 = 3：1：1

【対象品目】

指定野菜(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜(35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【補給金の支払状況】

(単位：億円)

	H30	R元	R2	R3	R4
指定野菜価格安定対策事業	157.1 (96.3)	193.0 (119.3)	187.3 (115.3)	159.9 (97.6)	92.9 (56.7)
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	10.2 (4.7)	15.7 (6.7)	13.2 (5.9)	16.6 (7.4)	13.1 (5.6)

注1：()は支払額のうち国費

注2：事業年度(対象出荷期間の開始から同期間の支払が終了するまでの間)で計算した金額

(参考) 野菜価格安定制度と収入保険の比較 (掛金等の負担、補填金)

(例) 夏ねぎ、冬レタスを生産し、年間売上が1,000万円の経営

- ①夏ねぎについて、台風被害により収量が50%減少 500万円→250万円
 - ②冬レタスについて、暖冬の影響により価格が20%下落 500万円→400万円
- 経営全体の収入 650万円に減少

野菜価格安定制度に加入している場合

【掛金等の負担】

- ・ 毎年の負担のイメージ：7万円*¹
(積立金 (制度加入時に負担)：54万円*²)

*¹ 平均的な補給金の支払があった場合の再積立試算額

積立金54万円×13.0% (資金造成額に対する交付額の割合 (令和2~4年度平均、全品目平均)) で試算。

*² 指定野菜価格安定対策事業における各野菜種別の平均価格・資金造成単価から試算。積立金の拠出・管理方法は各出荷団体に依る。



【補填金】 45万円

- ②冬レタスの価格下落のみが対象

収入保険に加入する場合

< 基本的な補償タイプの場合 >

【掛金等の負担】

- ・ 加入初年の負担：33.2万円
積立金 (制度加入時に負担)：22.5万円*
保険料：8.5万円
事務費：2.2万円

* 積立金は、補填金の支払により取り崩した場合のみ、積み戻すことが必要



【補填金】 225万円

- ①夏ねぎの収量減
- ②冬レタスの価格下落の両方が対象

< 保険方式のみで9割まで補償するタイプの場合 >

令和6年から新設

【掛金等の負担】

- ・ 加入初年の負担：19.9万円
保険料：17.7万円
事務費：2.2万円
※積立金不要

※ このほか、補償の範囲を限定し、保険料を安くするタイプも選択可能

3 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の経緯

経緯

- 農業保険法においては、収入保険と野菜価格安定制度等の類似制度は選択加入制としているところ。
- 収入保険の導入当初、収入保険の加入者10万人に向けた加入促進を行う中で、主に以下により野菜制度からの移行者が少なかったところ。
 - ①加入者は、生産部会等で加入し、長年なじみがある野菜制度から抜けることへの抵抗感
 - ②産地では、収入保険への移行者が出荷先を変更し、需給調整に協力しなくなるとの懸念
 - ③野菜制度からの移行は、基金の持ち分の清算など脱退手続きが煩雑
- これを踏まえ、野菜制度から収入保険への移行を進めるため、令和3年加入者から、①特例として1年間に限り、野菜制度と収入保険に同時に加入（同時利用）できるよう措置。
- 1年間の同時利用では補填金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいことから、令和3年10月、②同時利用の利用期間を1年間から2年間に延長。

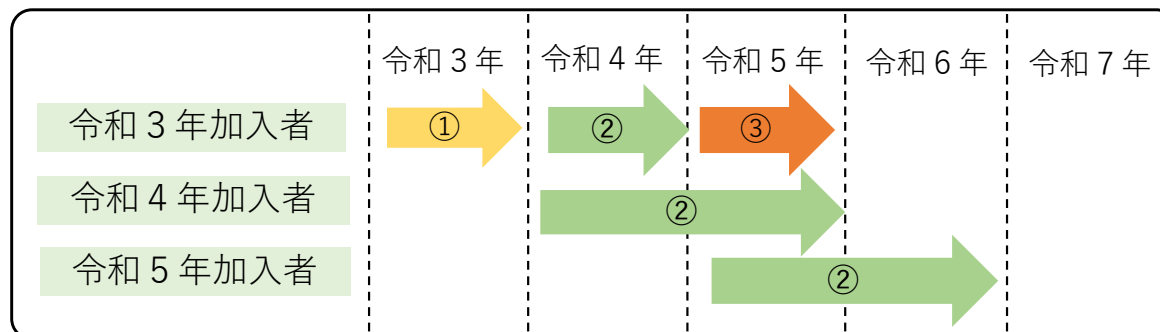
昨年末の対応

- 令和3年加入者の利用期間は、令和4年までで終了する見込みだった中、収入保険への移行に伴う野菜の需給調整への影響に対する懸念等から、農業団体等からは期間の延長、恒久化を求める声。
- 令和4年11月、同時利用の効果を検証することとし、③令和3年から同時利用を実施している者について、同時利用の期間を1年間延長。

同時利用の加入経営体数の推移

	同時利用経営体数
令和3年	3,537
令和4年	6,076
令和5年 (令和5年9月末時点)	7,320

同時利用の対象年



4 同時利用に関する調査結果等①

○ 昨年11月の1年間延長後、農業者、JAに同時利用に関するヒアリング、アンケートを実施。

アンケート調査結果

調査期間：令和5年3月～6月

調査対象：①野菜制度から収入保険への移行者 9,219経営体 うち回答者：3,344経営体（36%）
②同時利用者 6,015経営体 うち回答者：2,659経営体（44%）

<主な回答>

問：同時利用されている方にお聞きします。同時利用期間終了後は、どちらの制度を利用しますか。



既に決めているのうち「収入保険を利用する」との回答、まだ決めかねているのうち「どちらかといえば、収入保険を利用する」との回答の合計が**約9割**

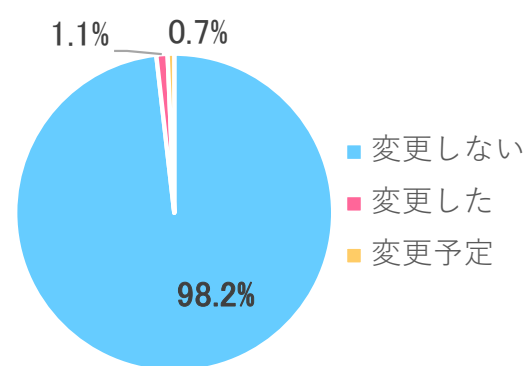
問：収入保険への加入をきっかけに野菜価格安定制度の対象野菜の出荷先を変更しましたか。



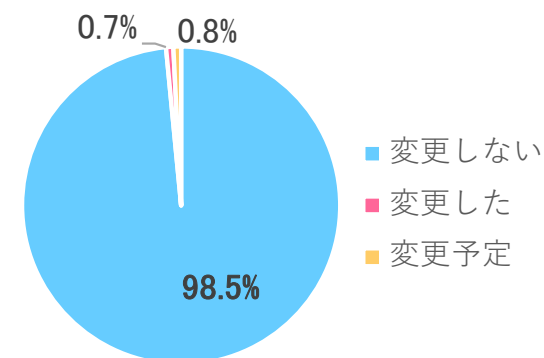
98%以上が出荷先を変更していない

	既に決めている	まだ決めかねているが、どちらかといえば	合計
収入保険を利用する	1,372 (58.9%)	625 (26.8%)	1,997 (85.7%)
野菜制度を利用する	110 (4.7%)	223 (9.6%)	333 (14.3%)

【収入保険への移行者】



【同時利用者】



5 同時利用に関する調査結果等②

農業者・JAヒアリング調査結果

調査時期：令和5年1～2月（出張対応） 対象地域：1道、14県
各農業共済組合に依頼し、指定野菜の生産地域において数名（部会長等）を選んでヒアリング

(1) 同時利用に対する評価

【同時利用が必要】

- 野菜制度は部会員みんなで加入し、なじみがある制度なので、その権利を維持したまま、収入保険で災害等の対応を補完したい
- 収入保険は経営全体の収入が下がらなければ保険金が出ないが、野菜制度は個別品目の価格が下がれば補填が出る
- 野菜制度は補填は少ないが、負担感が少なく数か月ごとにお金をもらえる

【同時利用は不要】

- 収入保険があれば対応できる
- 野菜制度は補填が少ないので、もともとあてにしていない
- 既に野菜制度から収入保険に移行した者から見ると、同時利用を続ける者がいるのは不公平

(2) 収入保険への移行等による出荷先や生産部会等への影響（JA）

【影響なし】

- 出荷先の変更を行った者はいない（北海道、宮城、千葉、長野、愛知、香川、高知、熊本、宮崎、鹿児島）
- 収穫時の作業制約から、収入保険に移行しても生産を増やすことはない（宮城）
- 産地全体では限界まで作付けており、野菜制度から脱退者が出てても作付面積が増えるとは思えない（長野）
- 緊急需給調整事業に参加しなくなった者はいない（北海道、千葉、長野）

【影響を懸念】

- 将来的にはJAへの出荷が減るかもしれない（和歌山）
- 収入保険に移行した者のうち数名がJA出荷を停止。大きな動きになっていないが、現状でもJA出荷率が低く将来的には野菜制度への影響を懸念（熊本）

6 野菜価格安定制度と収入保険の同時利用者に対する補填の状況

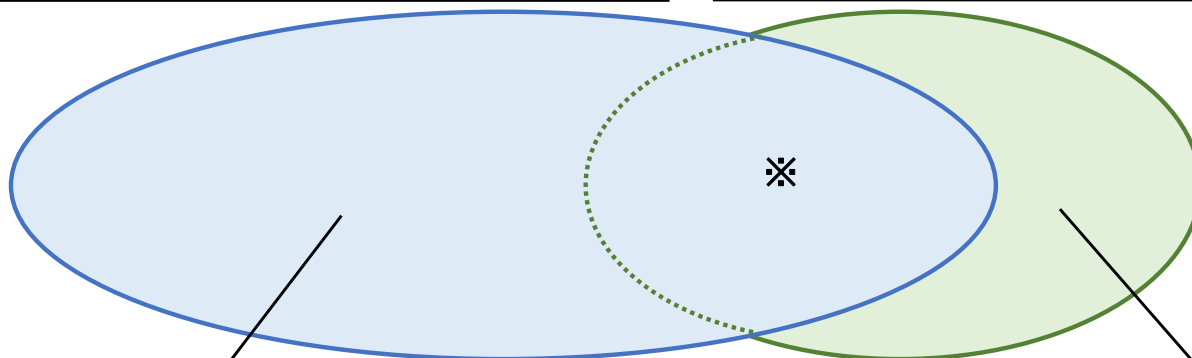
同時利用の場合

収入保険の補償範囲

⇒品目横断で価格下落から自然災害まで幅広いリスクをカバー

野菜価格安定制度の補償範囲

⇒指定野菜等（個別品目）の価格下落をカバー



※収入保険の保険期間中に受け取った野菜価格安定制度の補給金を、収入保険の補填金から控除

同時利用者は、収入保険に加入していることで幅広いリスクがカバーされている

対象経営数: 2,144 (36%)

支払金額: 53.3億円 (うち国費: 34.6億円)

[249万円/経営体 (うち国費: 161万円/経営体)]

うち野菜制度による支払: 4.6億円 (うち国費: 3.4億円)

同時利用者は、経営全体では収入が増加し、収入保険の支払がない場合であっても、個別品目の価格が下落すれば野菜制度による補填を受けられる

対象経営数: 1,730 (30%)

支払金額: 7.9億円 (うち国費: 5.9億円)

[46万円/経営体 (うち国費: 34万円/経営体)]

同時利用終了後

引き続き収入保険に加入すれば、幅広いリスクがカバーされる

※アンケートでは、利用期間終了後にいずれの制度を選ぶかについて、既に決めているのうち「収入保険を利用する」と、まだ決めかねているのうち「どちらかといえば、収入保険を利用する」との回答の合計が約9割

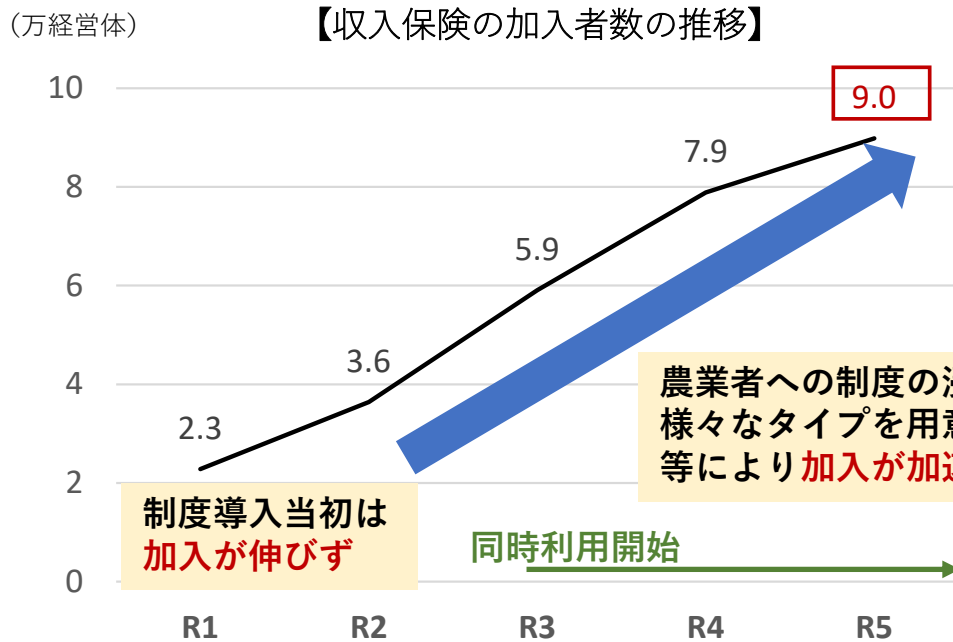
同時利用終了後

収入保険を選択した場合、野菜価格安定制度による補填は受けられないため、この部分の補填はなくなる

※収入保険への移行を進めるために特例を措置したことで生じた部分であり、**長期にわたって認めると他品目との間で不公平となる**

7 収入保険の加入者数の推移と同時利用の特例

- 収入保険の加入者は当初伸び悩んだが、現在は9万経営体に拡大(令和5年9月末)し、既に一定の保険基盤を確保
- 同時利用の特例は、収入保険の加入推進に貢献。特例導入後、3年間が経過し、同時利用の新規加入者は減少
- また、今後の同時利用の取扱いには、同時利用を行っていない加入者との間の公平性の確保を考慮する必要



加入者数は90,133(令和5年9月末)に拡大当初からの目標(10万)の達成が視野に入っており、既に一定の保険基盤を確保

農業者への制度の浸透、様々なタイプを用意する等により加入が加速

制度導入当初は加入が伸びず

同時利用開始

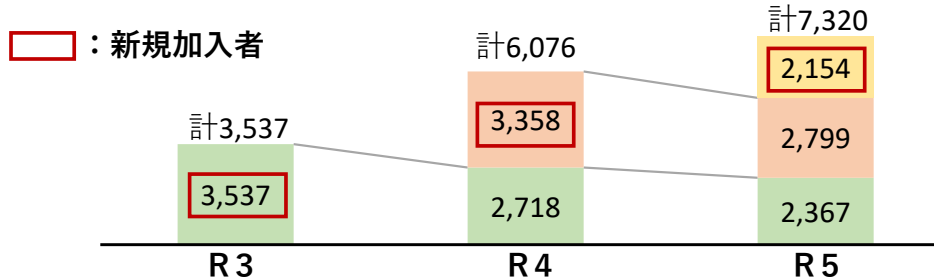
【加入推進の取組】

- ・各都道府県の共済組合による訪問説明等
 - ・保険料が安いタイプ(補償範囲を限定)を創設
- 更に令和6年加入者から以下を追加
- ・加入に必要な青色申告実績を2年から1年に短縮
 - ・保険方式のみで9割まで補償するタイプの創設

- ・同時利用者は7,320経営体となり、収入保険の加入推進に貢献
- ・特例の導入後、3年間が経過し、新規加入者は減少

- ・既に10,531経営体が野菜価格安定制度から収入保険に移行(令和5年9月末時点)
- ・野菜を生産する収入保険加入者の約8割は同時利用を行っていない

【同時利用者数の推移】

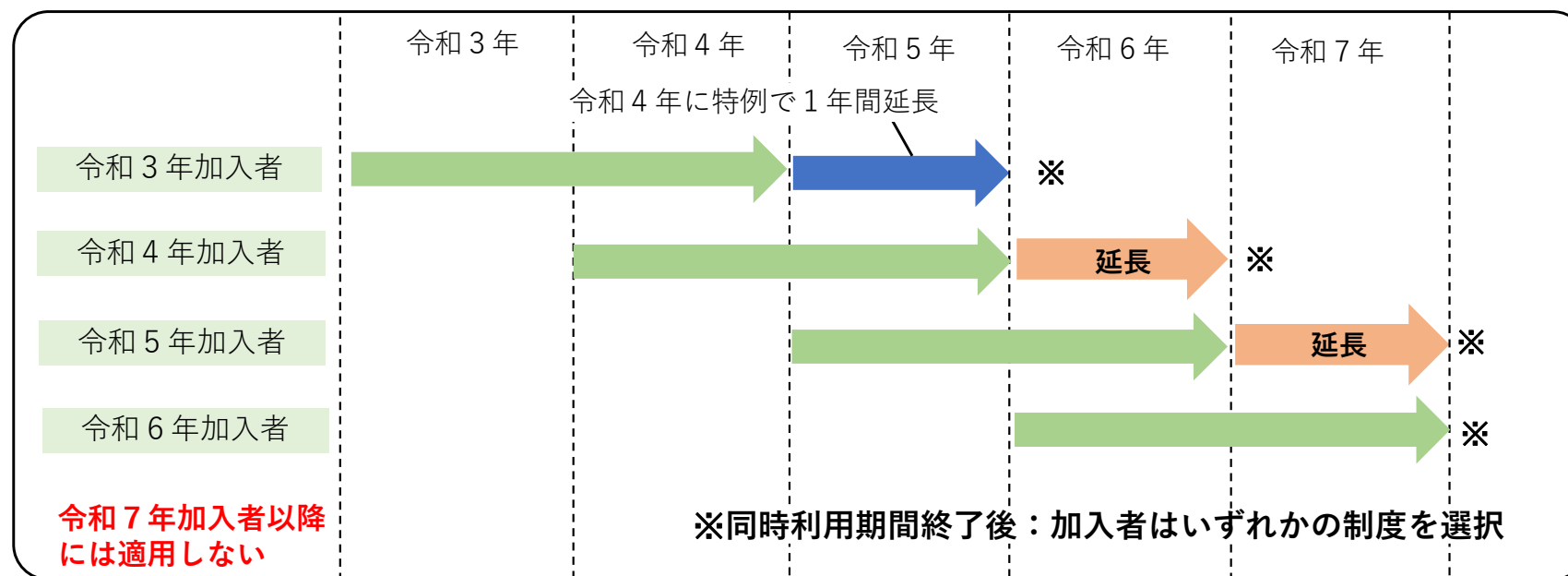


【加入者・同時利用者数(令和5年9月末)】

収入保険加入者数:	90,133
うち野菜生産を行っている経営:	43,011
うち同時利用者:	7,320 (17%)
同時利用を行っていない者:	35,691 (83%)

8 今後の収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱い

- 既に収入保険に加入している令和4年、5年加入者については、令和3年加入者を特例として1年間延長したことと同様に、**現行2年間の同時利用期間を3年間に延長**
- 新規加入者である令和6年加入者については、現行の仕組みを維持し、**2年間の同時利用が可能**
- 同時利用期間終了後は、いずれかの制度を選択
(⇒令和3年加入者は令和5年で同時利用期間を終了)
- 野菜価格安定制度から収入保険への移行を促進するとの本特例の目的は概ね達成されたことから、**本特例は令和6年からの新規加入者までで終了**(令和7年以降の新規加入者には適用しない)



【緊急需給調整事業】

加入年に関わらず

野菜価格安定制度（価格低落時補てん対策）から収入保険に移行した者も参加可能

※ 同時利用期間終了後に、収入保険への移行を選択した者も、緊急需給調整事業に参加することが見込まれるため、引き続き著しい価格低落時における産地での野菜の需給調整機能は維持される

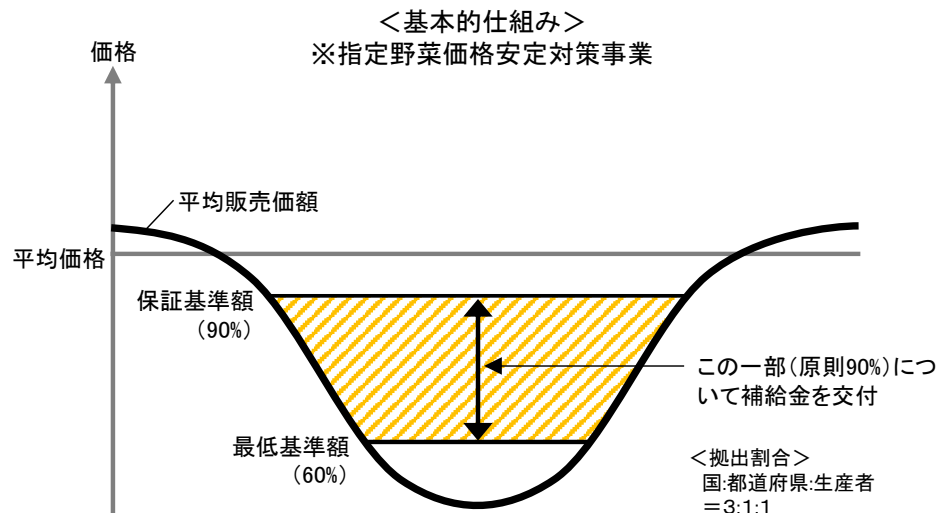
参考：野菜価格安定制度（緊急需給調整事業）の概要

- 野菜価格安定制度では、価格低落時における補てん対策（指定野菜価格安定対策事業等）のほか、需給均衡が崩れ、著しい価格低落等が生じた場合における出荷抑制等を支援する「緊急需給調整事業」を措置。
- 「緊急需給調整事業」については、収入保険に移行した生産者も引き続き参加可能。

価格低落時の補てん対策 (指定野菜価格安定対策事業等)

- 主要な野菜生産地域における生産・出荷の安定を図るため、指定野菜・特定野菜の市場価格が低落した場合に、生産者補給金を交付

指定野菜: キャベツ、レタス、だいこん等
特定野菜: アスパラガス、かぼちゃ、かぶ等

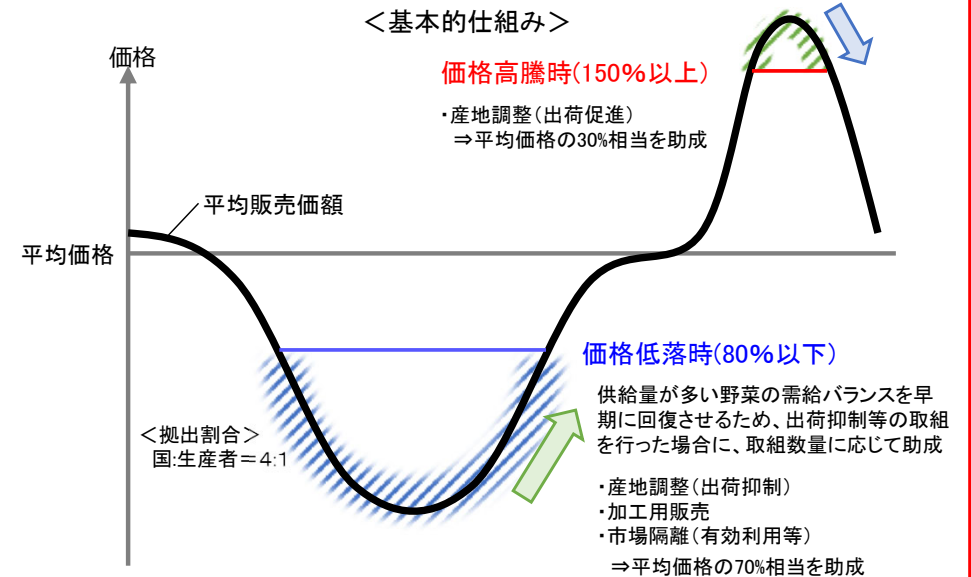


収入保険とは選択制

緊急需給調整事業

- 需給均衡が崩れ、著しい価格変動が生じた場合、価格高騰時には出荷促進、価格低落時には出荷抑制等の取組を支援

対象野菜: キャベツ、たまねぎ、だいこん、はくさい、レタス、にんじん



収入保険に移行した者も参加可能